

愛称 クアトロ

ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド

クアトロ | 為替ヘッジコストについて考える(短縮版)

POINT

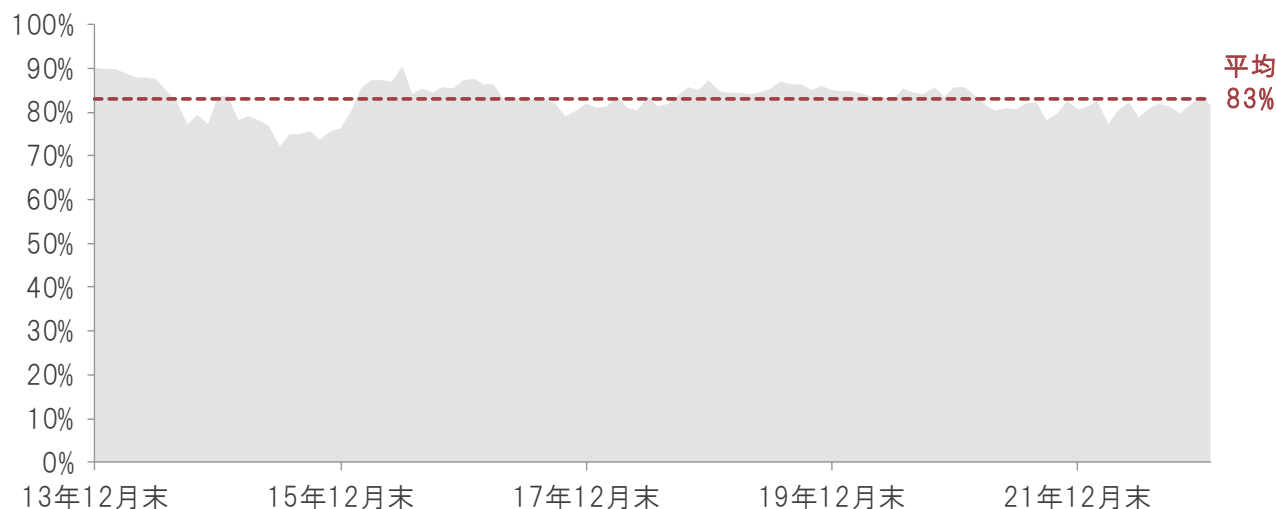
- 円ベースでのリスクを抑えた運用を行うクアトロは為替ヘッジを積極的に活用
- クアトロのファンド全体の為替ヘッジコストは約1.9%(2023年1月末時点)。現物と比較して為替ヘッジコストを抑えることができる先物も活用
- クアトロでは、グローバル債券投資においては、為替ヘッジを前提にポートフォリオを構築。グローバル株式投資においては、まずは為替影響を考慮せず純粋に魅力的と思われる株式をポートフォリオに組み入れたうえで、ポートフォリオ全体の為替変動リスクを別途調整

■ 円ベースでのリスク抑えた運用を行うクアトロは為替ヘッジを積極的に活用

クアトロは、円ベースでのリスクを抑えた運用を行っており、限られたリスクで効果的にリターンを生み出すため、為替へのリスク配分は全体のバランスをみつつ適切と考えられる水準にコントロールしています。為替は、比較的変動が大きく、ファンダメンタルズ(基礎的条件)から大きく乖離することもあるため、過去を振り返ると、結果として、クアトロの円資産(円建て資産や円ヘッジの外貨建て資産)比率は月末ベースで70%~90%と高い水準で推移してきました(図表1)。クアトロは、為替変動リスクを低減するために為替ヘッジを積極的に活用していますが、為替ヘッジにはコストがかかることがあります。以下では、クアトロの運用における為替ヘッジの考え方や今後の運用方針などについて確認します。

図表1:円資産比率(概算値)の推移

月次、期間:2013年12月末~2023年1月末

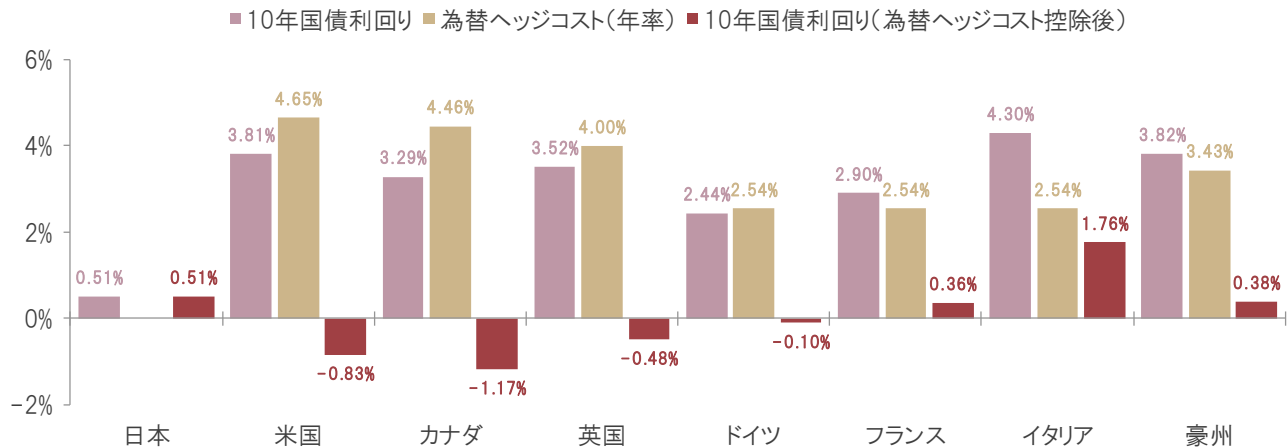


※円資産比率は、当ファンドで保有しているコール・ローン等と、円建て資産の比率、為替予約の比率から計算した概算値です。円建て資産の比率は、各投資先ファンドで組入れている円建て資産と各投資先ファンドの実質組入比率から算出しています。為替予約の比率は、当ファンドで直接行う為替予約の比率です。

※将来の市場環境の変動等により、当資料に記載の内容が変更される場合があります。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

(ご参考) 日本と主な先進国の10年国債利回りの比較(2023年2月17日時点)



※為替ヘッジコストは、スポットレートおよび1カ月フォワードレートからピクテ・ジャパンが計算しています。
出所: ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

■ クアトロにおける為替ヘッジの実際～為替ヘッジコスト控除後の利回りを考慮した債券投資およびポートフォリオ全体の為替変動リスク調整

クアトロでは、グローバル債券投資において、為替ヘッジを前提にポートフォリオを構築します(現地通貨建て新興国債券などの為替に着目した戦略は除く)。その際の判断材料として、各国の国債利回り(ロールダウン効果なども考慮)に加え、為替ヘッジコスト控除後の利回りにも注目しています。なお、たとえば、イタリア国債にはスプレッド・リスクがあり、日本国債には日本銀行の政策変更リスクがあるため、単純に利回りだけで投資判断を下すわけではありません。

一方、グローバル株式投資においては、まずは為替影響は考慮せず、純粋に魅力的と思われる株式をポートフォリオに組入れます。そのうえで、ポートフォリオ全体の為替変動リスクを、為替ヘッジによって別途調整します。

■ クアトロのポートフォリオの現状

- 日本銀行による金融政策の正常化の動きを考慮し、引き続きクアトロの実質的な外貨比率は20%未満に抑制する方針です
- 米ドル・円のヘッジコストが高い現状に鑑み、米ドルに対するヘッジだけでなく、それ以外の先進国通貨に対するヘッジもバランスして行っています
- 為替ヘッジコストへの配慮から、米国・カナダ・フランスなどの国債は先物も活用してポートフォリオを構築しています(後段で補足)
- 米国国債は、為替ヘッジコスト控除後の利回り水準は低位となるものの、利回り低下によるキャピタルゲインを見込むため、長期国債の一部保有を継続しています
- 2023年1月末時点で、クアトロのポートフォリオにおける為替ヘッジ比率は約47%(為替ヘッジのファンドへの投資比率とクアトロで直接行う為替ヘッジ比率の合計)となっており、ファンド全体の為替ヘッジコスト(各通貨を総合したコスト)は約1.9%*となっています

*上記の為替ヘッジコストは概算値。個々の為替予約取引に際して生じる為替ヘッジコストは市場実勢に即します。

※将来の市場環境の変動等により、当資料に記載の内容が変更される場合があります。
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 先物を活用した為替ヘッジコストの抑制

ここでは、先物を活用することで為替ヘッジコストを抑えることができる点について確認します。図表2は、外貨建て資産の現物取引と先物取引における為替変動リスクの違いをイメージ図にしたものです。

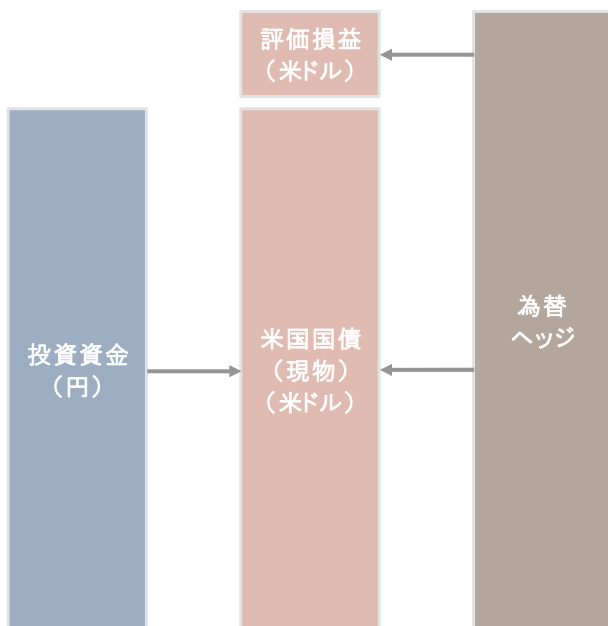
現物取引では、評価損益部分も含めた投資金額全体が為替変動リスクにさらされます。

これに対して、先物取引では、為替変動リスクにさらされるのは、評価損益部分と想定元本のうち証拠金部分に限られます。ご参考までに、想定元本に対する証拠金の比率は、直近で、米国10年国債先物が2%程度、E-mini S&P 500先物が6%程度となっています。

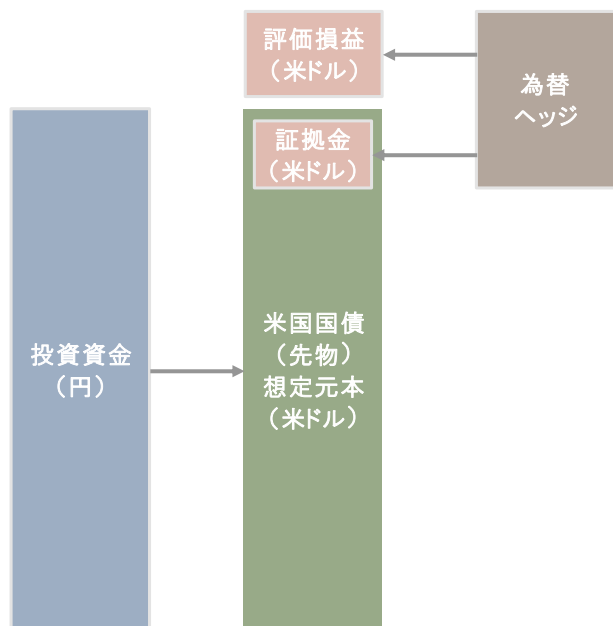
先物取引には上記のようなメリットがある一方でデメリットや注意点もある(図表3)ため、ポートフォリオの構築に際して現物取引とするか先物取引とするかは、為替ヘッジコスト以外の要素も総合的に勘案したうえで判断します。

図表2: 外貨建て資産の現物取引と先物取引における為替変動リスクの違い

米国国債(現物)に投資したうえで為替ヘッジを行う場合



米国国債(先物)に投資したうえで為替ヘッジを行う場合



※上記はイメージです。ピンク色 ■ で塗りつぶした部分は為替変動リスクがあることを示します。

図表3: 先物取引の主なメリットおよびデメリット・注意点

先物取引のメリット

- 外貨建て資産の取引に際して、為替ヘッジコストを抑えたうえで主要市場に投資できる
- 売り建て(ショート)が可能
 - 保有する現物資産のヘッジ
 - 売りから入ることにより値下がりの機会をとらえることができる
- 少額の証拠金を差し入れて取引できるため資金効率が高い

先物取引のデメリット・注意点

- 想定元本部分の大半は円安効果を享受できない
- 期日があるため長期保有できない
- 期日の繰り延べに際しては費用(ロールコスト)が発生
- ポートフォリオ管理がしづらい
 - 想定元本の把握およびモニタリング
 - 評価損益部分の為替ヘッジ
- 評価損が発生した場合、追加証拠金の差し入れが必要
- 現物との比較では、取引可能な銘柄が限定される

※上記は先物取引のメリットおよびデメリット・注意点のうち主なものをまとめたものです。全てを網羅するものではありません。

※将来の市場環境の変動等により、当資料に記載の内容が変更される場合があります。
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 今後の運用方針

クアトロ運用チームは、株式と債券が揃って大きく下落した2022年の未曾有の運用環境から一転して、2023年はアセット・クラス(資産)間の分散投資効果が期待できる年になると想定しています。

債券(特に先進国国債)については、金利上昇が終わりに近づくと想定されるなかで、安定したリターンおよび株式と組合わせた際の分散投資効果が復活すると想定しており、年間を通じて魅力的な投資対象になると考えています。また、米金融当局の金融引き締めサイクルが終了する局面では、米国投資適格債券が魅力的な投資対象であるとみており、ポートフォリオの一部で投資を開始しています。

一方、株式については、年前半は調整リスクに備える必要があると考えています。これまでの金融引き締めの影響から、今後、企業業績予想の下方修正が進むことが見込まれるためです。ただし、中国経済の回復によって恩恵を受けると期待される戦略などへ選別的に投資を行う方針です。

投資環境の見極めに際しては、世界的な金融政策の動向および米ドルの動向を注視していきます。この観点で、新興国株式および新興国債券については投資環境の改善が進んだと考えています(先進国に対して先行した金融引き締めサイクル、魅力的な水準に達したと考えられる利回り水準、米ドル高の反転など)。その意味で、2023年はアセット・クラス(資産)間の分散投資効果のみならず、地域間の分散投資効果が期待できる年になると想定しています。クアトロでは、既に、アジア(除く日本)株式や新興国債券(為替ヘッジ)、現地通貨建て新興国債券への投資を開始しています。

金については、インフレ率の高止まり、地政学的リスクの高まり、今後、米ドル安が進行する可能性などから分散投資の対象として魅力が高まっていると考えています。

図表4: 基準価額の推移

日次、期間: 2013年12月12日(クアトロ設定日)～2023年2月17日



※基準価額は1万円当たりで表示 ※基準価額は信託報酬等控除後

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の価格変動により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク・信用リスク	●ファンドは、実質的に株式を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。 ●ファンドは、実質的に公社債を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。 ●ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、この場合ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。 ●ファンドは、実質的に REIT、MLP およびコモディティ(商品)を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れているこれらの価格変動の影響を受けます。 ●有価証券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、または債務不履行に陥ると予想される場合には当該有価証券の価格が下落することがあります。
為替に関するリスク・留意点	●実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。 ●また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
ロング・ショート戦略によるリスク	●ファンドは、実質的な組入資産の一部において売建て(ショート)を行う場合がありますが、当該売建て資産の価格が上昇した場合は基準価額が下落する要因となります。また、投資戦略の意図に反して、買建て(ロング)資産の価格が下落する一方で、売建て資産の価格が上昇した場合は、想定以上の損失が生じ基準価額が下落することが考えられます。
カントリーリスク	●ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。
取引先リスク	●ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行う場合がありますが、店頭デリバティブ取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。
流動性リスク	●市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

様々なアセット・クラス(資産)への分散投資と投資戦略を活用し、市場環境に応じて資産配分を機動的に変更することにより「負けない運用※」を目指すファンドです。

※「負けない運用」とは、下落リスクを低減しつつ中期的に安定した収益を獲得する運用をいいます。

《収益分配方針》

- 毎年2月、8月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。マザーファンドでは、投資信託を主要投資対象とします。



手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	以下のいずれかに該当する日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ①次に掲げる日の前営業日または当日:ルクセンブルクの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2013年12月12日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年2月、8月の各15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)の手数料率を上限 として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.1275%(税抜1.025%) の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.3%	年率0.7%	年率0.025%
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額の最大年率2.75%(上場投資信託を除く) 別途成功報酬がかかるものがあります。 (2022年11月16日現在) ※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。		
実質的な負担	概算で最大年率 2.0%(税込) 程度 ^(注) に指定投資信託証券の成功報酬(適用されない場合もあります。)が加算された額となります。 (注)ファンドは市場環境により積極的に組入比率の見直しを行いますので、実際の投資信託証券の組入状況により変動します。 なお、2022年8月末日現在の資産配分比率に基づいた試算値は、年率 1.56%(税込) 程度です。		
その他の費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055%(税抜0.05%) 相当を上限とした額)ならびに組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。マザーファンドの投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。また、購入・換金時に信託財産留保金が購入価格に付加または換金価格から控除されるものがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉	
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(ファンドおよびマザーファンドの資産配分に関する助言を行う者) ※両社またはいずれか一方から投資助言を受けます。	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			○
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡銀行 (注4)	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注2) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) インターネット専用

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様は帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。